

「銀の馬車道・鉱石の道」ウォーキングイベント等実施業務委託 プロポーザル実施要領

本要領は、「銀の馬車道・鉱石の道」ウォーキングイベント等実施業務を委託するに当たり、業務全般に関して最も適正な企画力、技術力、実施体制、実績をもった業者を公募型プロポーザル方式により選定するために定めるものである。

1 業務概要

(1) 目的

日本遺産として認定されたストーリーの魅力と地域の特色を広く発信するため、平成29年度に構築したウォーキング・サイクリングアプリの利用促進を図りつつ、銀の馬車道と鉱石の道の構成遺産や名所などを歩くツアーやスタンプラリーなどのイベントを展開し、来訪者の獲得につなげる。

(2) 業務名

「銀の馬車道・鉱石の道」ウォーキングイベント等実施業務（以下「本業務」という。）

(3) 事業主体

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会（以下「協議会」という。）

(4) 業務内容

仕様書（別紙1）のとおり

提案者は、本業務の仕様書を踏まえ、参加者に、銀の馬車道と鉱石の道の構成遺産や名所などをアピールするために効果的な事業を企画すること。

(5) 業務委託期間

委託契約締結日から平成31年3月20日（水）まで

2 応募資格

プロポーザル参加申込みをする者は、参加申込書の提出期限（平成30年9月5日）現在において、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 協議会を構成する姫路市、福崎町、市川町、神河町、朝来市及び養父市（以下「6市町」という。）並びに兵庫県において、いずれかの自治体の入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 協議会及び協議会を構成する団体ではないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人と

して使用する者でないこと。

- (5) 6市町及び兵庫県のいずれかの指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 法人にあつては、兵庫県税及び6市町の市税、町税、法人税並びに消費税及び地方消費税に滞納がない者、個人にあつては兵庫県税及び6市町の市税、町税並びに申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税に滞納がない者であること。
- (9) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員が役員（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）として経営に関与しているもの（実質的に関与している場合を含む。）
 - ウ 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任している者
 - エ 次に掲げる行為をした者を、役員等（法人等にあつては、役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）をいい、個人にあつては、その者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）としてしている者
 - (ア) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為
 - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
- (10) 他の参加申込者に、協力会社等として重複参加していない者であること。

3 実施スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

内容	期日等
募集要領、仕様書等を提示	平成30年8月23日（木）

プロポーザル参加申込書の提出期限	平成30年9月5日（水）正午
プロポーザル参加資格確認通知送付	平成30年9月10日（月）
質問受付期間	平成30年9月11日（火）午前9時から 平成30年9月12日（水）午後5時まで
質問回答日	平成30年9月14日（金）以降
提案書提出期限	平成30年9月19日（水）午後5時
面接ヒアリングの実施	平成30年9月25日（火）午後から
選考結果通知	平成30年9月27日（木）
契約締結	平成30年9月27日（木）午後5時以降
1(4)に定める業務の実施	平成31年3月20日（水）まで
契約終了	平成31年3月20日（水）

4 プロポーザル参加申込書の提出、審査及び通知

(1) 受付期間

平成30年8月23日（木）から同年9月5日（水）正午まで

(2) 受付場所

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地
 姫路市市長公室地方創生推進室（姫路市役所本館3館）内
 日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会事務局
 TEL：079-221-2207
 FAX：079-221-2384
 E-mail：chihou-chiiki@city.himeji.lg.jp

(3) 提出書類

- ア プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 2の(8)に規定する税目について未納がないことの納税証明書
- エ プロポーザル参加資格確認書（以下「確認通知書」という。）の返信用封筒
（返信先を記載し、672円分の切手を貼った長3封筒）

(4) 提出方法

持参又は郵送（受付期限日必着）による。

(5) 参加資格の確認

- ア プロポーザル参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は平成30年9月10日（月）までに確認通知書を発送する。
- イ プロポーザル参加資格がないとされた者には、確認通知書にその理由を記載する。

ウ プロポーザル参加資格がないとされた者は、当該理由について説明を求めることができる。その場合には平成30年9月12日（水）午後5時までに参加資格なしとした理由を請求する旨を、書類により提出すること。協議会は当該請求の提出があった場合は、これに対し速やかに回答する。

5 実施要領及び仕様書に関する質問の受付・回答

(1) 平成30年9月11日（火）午前9時から同月12日（水）午後5時までに質問書（様式第5号）にて提出のこと。

※ 提出は、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによることとし、電話での質問には回答しない。また、質問提出締切日以降の質問は一切認めない。

(2) 質問書の提出先

4の(2)と同じ。

(3) 質問への回答

平成30年9月14日（金）以降に速やかに、全ての質問と回答を記載した同一の内容の書類をファクシミリ又は電子メールで全ての参加申込者に送付する。

6 提案書等の提出

(1) 提出期限

平成30年9月19日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出場所

4の(2)と同じ。

(3) 提出書類

A4サイズ又はA3サイズの用紙を用いることとし、A3サイズの場合はA4サイズに折りたたんで提出すること。様式が指定されているものは、所定の様式に従うこと。なお、提案書には、以下の事項を記載すること。

ア 表紙

イ 事業の趣旨、考え方

ウ 業務内容

エ 業務実施体制及び主な担当者の経歴（様式第3号）

オ 業務実績（様式第4号）

カ 見積書

人件費、物件費その他諸経費を詳細に記載し、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。また、見積書には社印及び代表者印を押印すること。

キ 会社概要書（最新のもの）（1部）

ク その他の特記事項

提案内容又はその他事項で特にアピールしたい事項又は特記すべき事項があれば記載すること。

(4) 提出部数

原本1部、副本14部（1部ずつまとめること。）

(5) 提出方法

持参又は郵送（提出期限日必着）により提出すること。

7 提案書作成に関する注意事項

(1) 別紙1の「「銀の馬車道・鉱石の道」ウォーキングイベント等実施業務委託仕様書」を参考に提案すること。

(2) 本業務プロポーザルに要した費用については、事業提案者が負担するものとする。

(3) 提案書の枚数については、特に制限しないが、簡潔に内容が分かるように配慮すること。また、実現性のある提案を行うこと。

8 本件の提案上限額

2,400千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

上記の提案上限額を目安に提案書を作成すること（見積額は、本件の提案上限額以内とする。）。

※ 受託候補者として特定した場合は、別途、契約締結に係る交渉を行うため、この提案上限額での契約を約するものではありません。

9 業者選定

(1) 「銀の馬車道・鉱石の道」ウォーキングイベント等実施業務プロポーザル審査委員会において、提案書の審査及び面接ヒアリングを行い評価し、以下の合計点の最上位の者を最優秀者とする。

① 信頼性（実績・経験・受託業務能力）の評価点	20点
② 理解度（事業の理解度）の評価点	20点
③ 企画力（表現力、実現可能性、提案内容等）の評価点	40点
④ 受託意欲（意欲・熱心さ）の評価点	10点
⑤ 見積額（提案内容と金額のバランス）の評価点	10点

※プロポーザルへの参加申込者が多数の場合、書類審査を第一次審査とし、面接ヒアリングの参加者を絞る場合があるので、参加申込者は協議会の指示に従うこと。

(2) 面接ヒアリング

面接ヒアリングは、プレゼンテーション及び委員からの質疑により実施する。

ア 日時・場所

日時 平成30年9月25日(火) 午後から

場所 姫路市役所 北別館 3階 研修室

※時間等の詳細については、後日連絡する。

イ 時間配分

プレゼンテーション15分、委員からの質疑15分程度を予定

※ 面接ヒアリングの参加者が多数の場合、時間配分等を調整することがある。

ウ その他の注意事項

・補完資料について

説明に当たっての補完的な資料の提出は認めない。ただし、プレゼンテーションに視聴覚機器を利用する場合において、その内容を印刷したものはこの限りではない。その場合、提案書の内容から大きく逸脱することのないよう注意すること。

・視聴覚機器について

視聴覚機器を利用する場合は、パソコンやプロジェクター、スクリーン等は各自において準備すること。設置、撤収ともに5分程度を目安とし、速やかに準備を行うこと。準備時間は持ち時間に原則算定しないが、準備時間が長くなり審査に影響がでる場合は、退出を命じる場合があるので注意すること。

・質疑応答時の注意事項

委員の質疑には要領よく明確に答え、委員への質問は避けること。

10 提出書類作成上の注意点

- (1) プロポーザル参加申込書及び誓約書の提出後、参加を辞退する場合は、直ちにその旨を書面で連絡すること。
- (2) 提出する提案は、各社1件とする。
- (3) 要求した以外の資料は審査対象としない。
- (4) 提出書類の内容に関し、疑問点や確認事項が発生した場合は、その都度、説明を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- (6) 提出された書類は、返却しない。
- (7) 提案に当たっては、著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、提案者の責任において処理すること。
- (8) プロポーザルへの参加申込者は、参加を通じて知り得た情報を漏らさないこと。

11 選定結果の通知

- (1) 選定の結果は、結果のいかんにかかわらず、速やかにプロポーザル参加各社宛に書面で通知する。

(2) 選定に対する異議申立ては、一切受け付けない。

1 2 その他特記事項

- (1) 本件における提案はあくまでもプロポーザル企画提案とし、受託候補者選定の審査材料となるものであり、実際の業務推進に当たっては、本協議会と協議した上で決定することとなるので留意すること。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルへの参加資格を無効とする。
 - ア 期限までに提案書等を提出しない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載がある場合
 - ウ 見積額が予算額を超える場合
- (3) 上記記載の日時に変更がある場合は、指示に従うこと。
- (4) その他疑義がある場合は、本協議会の指示に従うこと。
- (5) 別紙「日本遺産魅力発信推進事業について」、「各費目における単価上限、補助対象外経費等（訂正）」の記載事項について留意すること。

1 3 問合せ先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
姫路市市長公室地方創生推進室内
日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会事務局
TEL：079-221-2207
FAX：079-221-2384
E-mail：chihou-chiiki@city.himeji.lg.jp

(別紙)

日本遺産魅力発信推進事業について

- ・事業実施にあたり、単価上限等を設定しているので留意すること。
(上限を超えて支出した額は助成の対象にならない)
- ・日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会（以下、「協議会」という）及び協議会の構成団体に対する支出はできない。
- ・協議会からの委託料支払は、事業完了後となる。
- ・事業期間外の行為は補助対象にならない。
- ・当事業は文化庁の文化芸術振興費補助金（日本遺産魅力発信推進事業）の交付を受け実施する。会計検査院の検査対象となるので、会計帳簿を整備し、事業の趣旨に沿った適正な支出に努めること。
- ・通帳、契約、検収及び支払の関係書類（見積書、発注書、契約書、請書、納品書、検収書、領収書 等）は補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存が必要となる。
- ・実績報告書提出の際は、上記の帳簿の写しを提出すること。
- ・補助事業で作成される印刷物（パンフレット、ちらし、ポスター、調査報告書等）には、協議会に申請の上、文化庁シンボルマーク及び日本遺産ロゴマーク並びに「日本遺産魅力発信推進事業」と記載すること。
- ・事業の報告書を作成する場合については、上限を300部とする。
- ・事業実施にあたり不明な点は、協議会担当者あて問合せのこと。

各費目における単価上限、補助対象外経費等(訂正)

費目	細分	注意事項	上限金額	
賃金	—	本事業のために随時に雇用する者のみ対象(協議会等を構成する団体及びそのメンバーに対する支出は補助対象外)	930円/時	
共済費	—	イベント保険、その他危険な作業を伴う場合のみ対象。健康保険、年金保険、雇用保険等は補助対象外	—	
報償費	会議出席	有識者による審議、討論等	12,900円/日	
	講演	専門家による講話、研究報告等。芸芸等の実演、指導等は補助対象外	35,000円/日	
	調査	専門家による現地調査	12,000円/日	
	指導・実技	芸芸等の実演、指導、教授等	9,400円/日	
	原稿執筆	日本語 400字(A4用紙1枚)程度	1,800円/枚	
		外国語 200語(A4用紙1枚)程度	3,600円/枚	
	翻訳	和文英訳 200語(A4用紙1枚)程度	5,700円/枚	
		英文和訳 400字(A4用紙1枚)程度 その他和訳 400字(A4用紙1枚)程度。	3,800円/枚 5,200円/枚	
	出演料	社会通念上、著しく高額と認められる場合は補助対象外	—	
全般	協議会等を構成する団体及びそのメンバーに対する支出は補助対象外	—		
旅費	交通費	公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な区間の実費相当額 行事・教室等参加者の送迎費、協議会内の事務会に係る交通費は補助対象外 特別料金(グリーン料金、ビジネスクラス料金等)、タクシー代、レンタカー代、ガソリン代は補助対象外	—	
	宿泊費	真に必要な場合に限る(ただし、食事代は補助対象外)	9,800円/日	
	日当	補助対象外	—	
	使用料及び借料	・発注予定金額が10万円(税込み)以上の場合、見積書を徴すること。 ・発注予定金額が100万円(税込み)以上の場合、複数者から見積書を徴すること。複数者から見積書を徴することができない場合は、理由書(様式任意)を添付すること。 ・発注予定金額が100万円(税込み)以上の場合は仕様書を、公開活用のための整備に係る事業の場合は仕様書及び位置図を添付すること。 ・作業一式を外注委託等する場合は、委託内容及び経費積算の分かる資料を添付すること。なお、外部に委託する場合でも、各費目において本表の基準を適用すること。	—	
役務費				
委託費				
請負費				
需用費	消耗品費	・1点10万円(税込み)以上の高額物品 ・電化製品(パソコン、カメラ)など、転売可能な物品 ・参加者、協力者、一般人への贈答が目的の物品(賞状、景品、グッズ等) ・個人が所有することとなる物品(法衣、足袋等) ・参加者が実費負担すべき消耗品(材料費等)	左記はすべて補助対象外	
全事項共通			上記の基準に沿わない経費、積算根拠が不明確な経費	全額補助対象外

※その他補助対象外経費

食糧費	食糧費全般(講師用の弁当、会議用の水等もすべて)	左記はすべて補助対象外
不動産関係費	建物の建設、不動産購入費、不動産賃貸費	
祭等運営費	祭行事、レセプション(表彰式、懇親会、祝賀会等)の運営経費、大会参加費	
団体が当然負担すべき経費	協議会等及びその構成団体の維持経費(家賃、光熱水費、電話代、臨時雇用者以外の賃金、サーバー維持管理費)、クリーニング代、収入印紙代、印鑑類等	
団体の主体性がない事業	外部委託等のみの事業等、協議会に主体性が認められない事業	
地域色の薄い取組	その地域固有の伝統芸能・伝統行事等以外の公演に係る経費	
既存活動経費	団体の既存活動への支援	
応募経費	本事業の応募に係る通信費、旅費等	
補助期間外の支出	補助対象期間外(交付決定日～完了日以外)に実施した事務事業に係る経費	